

【質問】

化学物質管理促進法（以下、化管法）と労働安全衛生法（以下、労衛法）を合体させたような、1つで（リスク評価を）済ませる評価方法等ありますか。

【北海道大学大学院 工学研究院 客員教授 竹田様 御回答】

化学物質のリスク評価は、対象とする物質やその取り扱いの状況によって具体的な手法は異なるが、その基本的な考え方（化学物質の暴露量と有害性の比較）は同じである。

例えば、環境経由の人の健康影響を評価する場合の、化管法に基づく PRTR データから環境濃度を推定し暴露量を算出する方法と、資料 12 ページにある、労衛法のリスクの見積もり、イ.労働者が対象物にさらされる濃度（ばく露濃度など）とこの対象物の有害性の程度を比較する方法は、シミュレーションによる推定値や実測値と有害性を比べるものであり、ご質問にあった、一つで済ませる方法ともいうことができる。

一方で、マトリクス法やあらかじめ尺度化された表を用いる手法は、具体的な暴露量や有害性の値を使わず、簡易的にリスク評価を行うことを目的にしたものであるが、その考え方は同じである。よって、リスク評価は評価者がそれぞれの状況を踏まえてその手法を選択することが重要であり、リスクコミュニケーションではその評価手法及び結果を説明することが求められている。